

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

札幌市市税事務所設置条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「及び森林環境税」を「、森林環境税及び札幌市宿泊税条例（令和6年条例第52号）第20条第1項に規定する道宿泊税（以下「道宿泊税」という。）」に改める。
- (2) 第2条第1項の表札幌市中央市税事務所の項中「及び事業所税」を「、事業所税及び宿泊税（道宿泊税を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理 由）

宿泊税に関する事務について、本市の全部の区域を中央市税事務所の所管とする等のため、本案を提出する。